

茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例【概要版】

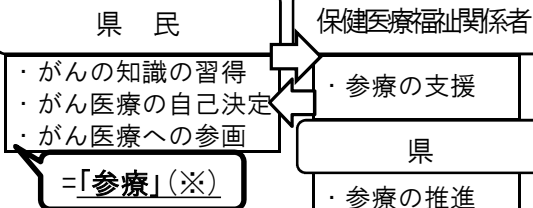
I 目的（第1条）

〔（※）=特徴的な規定〕

○県民の参療の推進等（第2条）

がん対策基本法の趣旨に則り、がん対策の基本となる事項を定める

- ・がんによる死亡者数の減少
- ・がん患者とその家族に対する支援
- ・がん罹患した後も尊厳を保ちながら安心して暮らすことができる社会の実現



II 県の責務と県民等の役割（第3条-第9条）

〔 役 割 〕

県 ・参療の推進のための環境整備 ・がん対策に関する総合的な施策の策定、実施	連携協力	市町村	・がんの予防のための施策の推進 ・がん検診の実施と検診受診率向上のための施策の推進
		県民	・がん予防への注意、積極的かつ定期的ながん検診の受診 ・保健医療福祉関係者との信頼関係に基づく参療
		保健医療福祉関係者	・がんの予防や早期発見の推進、質の高いがん医療の提供 ・がん患者の看護や介護、患者と家族からの相談等必要な支援 ・県民の参療を支援するために必要な情報の提供と説明
		事業者	・従業員に対するがん検診受診促進、検診を受けやすい環境整備 ・がんになった従業員が働きながら治療や看護できる環境の整備
		教育関係者	・児童生徒に対するがんに関する正しい知識の教育 ・児童生徒に対するがん患者への正しい認識を深める教育

III 基本的施策（第10条-第27条）

1 がん予防の推進

- ・がんに関する正しい知識の普及、啓発（第10条）
- ・がんの予防に携わる者の育成、活動支援（第10条）
- ・たばこの健康影響対策（受動喫煙の防止等）の推進（第11条）
- ・がん教育の推進（児童生徒、教員、**保護者（※）を対象**）（第12条）
- ・女性特有のがんの予防の推進（第19条）

3 がん医療の充実

- ・がん診療連携拠点病院等のがん医療推進、機能強化（**高度な放射線治療の推進（※）等**）（第17条）
- ・がん診療連携拠点病院等と他の医療機関等の連携推進（第17条）
- ・がん医療の専門的知識を有する医療従事者の育成（第17条）
- ・がん医療での歯科医療との連携推進（第17条）
- ・がん登録の推進（第18条）
- ・小児がん対策の推進（第20条）
- ・在宅医療等の推進（**療養環境改善（※）**）（第21条）
- ・緩和ケアの推進（第22条）

2 がん検診の推進

- ・がん検診と検診結果に基づく受診の重要性の啓発（第13条）
- ・がん検診の受診奨励等を行う者の育成、活動支援（第13条）
- ・がん検診を受けやすい環境整備促進（第13条）
- ・がん検診の精度管理の推進（第13条）
- ・**がん検診受診率目標「50%」の設定（※）**（第14条）
- ・**「がん検診推進強化月間」の設定（※）**（第15条）
- ・**がん検診推進のための協議の場の設置（※）**（第16条）
- ・女性ががん検診を受けやすい環境整備促進（第19条）

4 がん患者とその家族に対する支援

- ・がんに関する総合的な情報の提供（第23条）
- ・がんに関する相談支援体制の整備促進（第23条）
- ・セカンドオピニオンを受けやすい環境整備の支援（第23条）
- ・がん患者等の交流の場、**がん患者の心身機能維持回復や日常生活の自立援助のための場等（※）**（第23条）
- ・がんを理由に不利益な取扱いを受けない社会の実現（第23条）
- ・就労の支援（がん罹患後の就労継続や**再就職の支援（※）**）（第24条）

5 その他

- ・がん対策推進計画との関係、計画の進捗状況の公表（第25条）
- ・がん対策推進体制の整備（**基金の設置（※）等**）（第26条）
- ・財政上の措置（第27条）

IV 施行日

平成27年12月18日（一部の規定は、平成28年1月1日）